明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第七十条　利益の否認

1　各締約国は、法人であるサービス提供者が第三国の者によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当すると認めるときは、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

(a)　当該締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b)　当該第三国に関する措置であって、当該法人との取引を禁止するもの又は当該法人に対してこの章の規定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該締約国が採用し、又は維持する場合

2　一方の締約国は、法人であるサービス提供者が他方の締約国のサービス提供者でないと認めるときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該サービス提供者に対し、この章の規定による利益を否認することができる。

第七十一条　サービスの貿易に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、サービスの貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　互恵的な基礎の上に一層の自由化を達成し、かつ、権利及び義務の全体的な水準の均衡を確保するため、この章の規定に基づくサービスの貿易に影響を及ぼす措置に関する約束の見直しを行うこと。

(b)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(c)　この章の規定に関連する問題について討議すること。

(d)　合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(e)　合同委員会が第十一条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

(a)　小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。

(b)　小委員会の下に、金融サービスに関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の詳細及び手続については、附属書四で定める。

4

第七十二条　約束の見直し

1　両締約国は、この章の規定に基づき行ったサービスの貿易に関する約束の全般的な水準を改善するため、この協定の効力発生の日から五年以内に見直しを行う。

2　両締約国は、1の規定に従って見直しを行うに当たり、サービス貿易一般協定第四条1及び第十九条2に規定する原則を考慮する。

第七十三条　セーフガード措置

この協定の実施が特定のサービスの分野において一方の締約国に実質的な悪影響を及ぼす場合には、当該一方の締約国は、そのような悪影響に対処するために適切な措置をとることを目的として、他方の締約国に対し協議を要請することができる。そのような協議において、両締約国は、特定の場合における事情を考慮し、かつ、当該協議の時点でサービス貿易一般協定第十条の規定に従って行われる多角的交渉が終了している場合には、当該交渉の結果を考慮する。

第八章　自然人の移動

第七十四条　適用範囲

1　この章の規定は、附属書七に定める区分のいずれかに該当する一方の締約国の自然人であって、他方の締約国に入国するものの移動に影響を及ぼす措置について適用する。

2　この章の規定は、一方の締約国の自然人であって、他方の締約国の雇用市場への進出を求めるものに影響を及ぼす措置及び国籍又は永続的な居住若しくは雇用に関する措置については、適用しない。

3　この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、第七十六条の規定に基づく特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈　他方の締約国の自然人に対しては査証を要求し、特定の第三国の自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、第七十六条の規定に基づく特定の約束による利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

第七十五条　定義

この章の規定の適用上、「締約国の自然人」とは、締約国内に居住しているか否かを問わず、当該締約国の法律の下で当該締約国の国民である自然人をいう。

第七十六条　特定の約束

1　一方の締約国は、この章の規定（附属書七に定める各区分における条件を含む。）に従って、他方の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該自然人が、入国及び一時的な滞在について適用される自然人の移動に関する当該一方の締約国の法令であってこの章の規定に反しないものに従うことを条件とする。

2　いずれの締約国も、附属書七に別段の定めがある場合を除くほか、1の規定に基づき入国及び一時的な滞在を許可するものの数について制限を課し、又は維持してはならない。

第七十七条　要件及び手続

1　一方の締約国は、前条の規定に基づく自国の特定の約束の対象となる自然人に関し、自国への入国、自国における当初の一時的な滞在、当該滞在の更新及び適用がある場合には自国における就労に係る許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について、他方の締約国の自然人が効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報を、この協定の効力発生の日に公表し、又は他方の締約国に利用可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の自然人から要請があった場合には、1に規定する要件及び手続に関する情報を提供するよう努める。

3　一方の締約国は、自国への入国、自国における当初の一時的な滞在、当該滞在の更新及び適用がある場合には自国における就労に係る許可並びに自国における一時的な滞在に係る資格の変更の許可について、他方の締約国の自然人が効果的な申請を行うに際して影響を及ぼす新たな要件及び手続の導入又は1に規定する現行の要件及び手続の変更を、当該他方の締約国に速やかに通報するよう努める。

4　一方の締約国は、自国の権限のある当局が1に規定する申請について徴収する手数料自体がこの章の規定に基づく他方の締約国の自然人の移動に対し不当な障害とならないことを確保する。

5　一方の締約国は、自国の法令の範囲内で、他方の締約国の自然人の移動に関する要件を簡素化し、かつ、手続を円滑化し、及び迅速化するための措置をとるよう可能な限り努める。

第七十八条　自然人の移動に関する小委員会

1　この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第十一条の規定に従って、自然人の移動に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。

2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　この章の規定の実施及び運用について見直し及び監視を行うこと。

(b)　附属書七に規定する追加的な交渉を含め、この章の規定に関連する問題について討議すること。